

印鑑登録する時の持ち物

○ 本人が登録に来る場合

運転免許証・マイナンバーカード パスポート等、官公署発行の顔写真 付き身分証明書を持っている	運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等、 官公署発行の顔写真付き身分証明書を持っていない	
	島田市に印鑑登録している方が保証人になれる	島田市に印鑑登録している方が保証人になれない ※2回窓口に来ていただくことになります
<ul style="list-style-type: none"> ● 登録する印鑑 ● 本人確認書類 ※官公署発行の顔写真付き 身分証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録する印鑑 ● 本人確認書類 ※健康保険等の資格確認書・年金手帳等(1点でよい) ● 保証書 ※保証書は全て保証人の方がご記入になり、 登録印を押してください ※保証人の方が窓口に来ていただく必要は ありません 	≪ 1回目 ≫ <ul style="list-style-type: none"> ● 登録する印鑑 ※申請者の本人確認及び意思確認のため 本人住民登録地に「印鑑の登録に関する照会書」 を郵送します ≪ 2回目 ≫・・・1回目の申請から30日以内に <ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑の登録に関する照会書(必要事項を記入したもの) ● 登録する印鑑 ● 登録者の本人確認書類 ※健康保険の資格確認書・年金手帳等(1点でよい)
即日登録できます		即日登録できません

● 登録できない印鑑

- (1) 職業・資格その他氏名または通称以外の事項を表しているもの
- (2) ゴム印その他印形の変化しやすいもの
- (3) 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または25mmの正方形に収まらないもの
- (4) 欠けているものや文字がはっきりしていない印鑑
- (5) 店頭で売っている既製品の印鑑(俗に三文判といわれるもの)
- (6) 他の人が登録している印鑑

● 受付時間(土・日・祝日を除く)

- 島田市役所: 午前8時30分から午後5時15分まで
 金谷支所: 午前8時30分から午後5時15分まで
 川根支所: 午前8時30分から午後5時15分まで